

第2回秋田県犯罪被害者等支援推進会議の議事概要

日 時：平成27年11月17日（火） 午後1時～午後3時

場 所：秋田地方総合庁舎 502・503会議室

1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略） 8名

内 藤 徹	弁護士
寺 田 幸 弘	医 師
齋 藤 和 樹	臨床心理士
原 岡 正 博	秋田銀行経営管理部次長
三 浦 芳 子	交通死亡事故被害者遺族
齋 藤 長 助	(公社) 秋田被害者支援センター専務理事
米 森 昭 博	交通事故被害者自助の会・支援ボランティア
須 磨 良 之	秋田市市民相談センター所長

○秋田県

生活環境部 栗林参事、塚田参事（兼）県民生活課長 県民生活課担当
福祉政策課、障害福祉課、子育て支援課、医務薬事課、建築住宅課、
雇用労働政策課、教育庁総務課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課
総合教育センター、県警察本部広報広聴課、警務課・犯罪被害者支援室
生活安全企画課、少年女性安全課、刑事企画課、捜査第一課、組織犯罪対策課
交通企画課、交通指導課、運転免許センター

2 生活環境部長あいさつ(栗林参事)

生活環境部の栗林です。部長が所用のため私から挨拶させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃の支援活動のみならず、「第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」の策定・審議につきまして、格別のご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の推進会議では、前回の推進会議において、委員の皆様から頂いたご意見と国の犯罪被害者等支援基本計画案の動き等を踏まえながら、犯罪被害者等の方々が、必要な時に、必要な場所で、必要な支援が途切れなく受けられる社会、また、被害者等の方々が、県民の理解を得て、一日も早く元の平穏な生活を送られる社会を目指して取りまとめた「素案」をお示しますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、今後のスケジュールですが、本日の会議を踏まえまして、今月の12月から来年の1月にかけて、パブリックコメントを実施し、その結果を基に翌年度に第3回目の推進会議の開催を予定していますので、委員の皆様には大変、ご苦勞をおかけしますが、よろしくご協力いただけますようお願いいたします。

3 議 事

(1) 第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（素案）について

第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（素案）について、資料1に基づき説明（略）

齋藤(長)
委 員

県政モニターへのアンケート結果の中で、犯罪被害者支援制度について、十分知られていない状況がわかったが、一般の人はこれ以上に知らないのではと推測出来る。この様な現状を踏まえ、次期計画にどのように反映していくのか。

県民生活課

二次計画策定時のアンケートについては、支援を受けている人のみを対象にアンケートを実施した。今回は、第1回推進会議において委員の皆様より御意見のあった一般の県民へのアンケートを実施した。

この中で、一番確実にアンケートができる対象ということで県政モニターを対象に実施し、99名中71名からの回答があった。

その結果、自分がその立場に置かれなければ分からないという意見が多かったことから、3次計画の中では、これまで以上に周知に力を入れていくことが求められている。

また、これまで各種イベントを実施してきたところですが、秋田市中心での開催であったことから全県的な広がりが少なかったと考えており、これからは、点から面への広がりを持った展開が必要であると認識している。具体的な実施例として、「犯罪被害を考える日」の6月30日に県北・中央・県南のブロック単位で市町村、警察と連携した広報啓発を検討している。これを契機に、各市町村単位での犯罪被害者等に関する広報啓発が広がるよう取り組んで行くこととしている。

齋藤(長)
委 員

広報啓発について、全県的に広げていくことは非常に大事である。効果が出るよう頑張っていたきたい。

内藤会長

一般の人が中々、分からないのは、実際被害に遭ったとき具体的にどういう援助をしてくれるかである。

被害者になった場合、こんな具体的な支援があることをもっと啓発する必要があるのではないか。

特に、裁判における各種支援制度については、十分に知られていないのではと思っている。

齋藤(和)委員	<p>犯罪被害者支援の取組が一般の人に十分理解されていないことは、努力されている皆様にとっても残念な結果といえる。</p> <p>十分に啓発するためには、広報戦略が重要であると思う。市民の方々が困って探すのではなく、受け身でいても情報が入ってくるようマスメディアの協力と活用が必要でないか。</p> <p>また、学校教育の中でそのような情報提供の仕方も考えていくことも今後、大切なことではないか。</p>
寺田委員	<p>産婦人科医の立場として、人口減少・高齢化等の課題を持っている秋田がこれから5年間の中でどのように変わっていくのか、その認識を持って考えることも必要でないか。</p>
三浦委員	<p>犯罪被害者に対する基本計画や各種施策は、中央から地方に広がってくる状況にあるため、地方では犯罪被害者に対する世間の関心も支援の体制もまだまだ足りない部分がたくさんあると思う。</p> <p>このため、一般の方々への周知については、様々な媒体を活用した取組が必要ではないか。</p>
米森委員	<p>現在、被害者支援のボランティアをやっているが、被害者の方々は、この様な多くの施策があるという状況を知っていないのが現状である。</p> <p>また、今も自分が何をすればいいのかわからない方も多い状況にある。広く広報することと同時に今ある施策を具体的に現場で示していく工夫が必要でないかと思っている。</p> <p>様々な施策が出来ても、それを被害者に結びつける方法がまだ見つからない状況にある。被害直後から被害者に寄り添って、その場その場に応じた被害者支援を行っていく事が大事だと思う。現場にどのくらいの人員を投入できるかが課題になると思われる。</p>
須磨委員	<p>秋田市でも第二次秋田市犯罪被害者等支援推進計画を策定中であるが、その中で犯罪被害者の方が苦しんでいる状況を生の声で聞いて、今後、自分の業務の立場で何が出来るか考えてもらうための庁内職員研修を計画している。組織の内部から被害者の立場を理解することにより、市民をケアできる体制にしていきたいと考えている。</p>
原岡委員	<p>被害者支援計画そのものを知らない人がいる中で、様々なイベントを実施する際には、これまでどおりの内容で持っていくのではなく、新しい取組の工夫を持って実施してほしい。経費が掛かるかもしれないが開催することの周知をマスメディアを利用して行うことも必要でないか。経費をかけることにより効果が大きいケースもあるのではと思う。</p> <p>刑法犯の認知件数、交通事故の発生状況等のわかりやすい事柄からアプローチすれば一般の方々は興味を持つのではないか。</p>

内藤会長	周知について各委員から意見がありましたが、それに対する事務局の考え方がありましたら説明願います。
県民生活課	<p>同じようなものを各地域において行うのではなく、それぞれの地域にあった取組が必要と感じている。前段で説明したとおり、現在の犯罪被害者等見舞金条例は9市町で制定されているが、今年度内に新たに数カ所で創設される動きがあると聞いている。これは、市町村が犯罪被害者になった住民を自ら守るという意識が着実に進んでいる結果の一つとしてとらえております。</p> <p>この様なことから、今後は、これまで以上に市町村との連携を図り、市町村広報等の活用による広域的な広報啓発と多くの県民に直接手渡し出来るような被害者支援の取組について、対応してまいりたいと考えております。</p>
三浦委員	<p>○第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画(素案)の重点課題に係る具体的施策の説明(資料にて第1～第5について説明)略</p> <p>職場で特別な目で見られたり大変な思いをしている犯罪被害者の状況について、警察や行政の窓口でそういう声を聞くことがあるか。</p>
雇用労働政策課	労働相談窓口で労働に関する各種の悩み等を受け付けているが、ここ数年犯罪被害者の方からその様な話は聞いていない状況にある。
警察本部	カウンセリング等を通じて被害者の方から話を聞いている中で、職場に戻ったとき、「いつまでも悲しんでいても。」という言動や変に気を遣われて孤立してしまう等、周囲の理解が進んでいない現状があると認識している。
三浦委員	<p>社会一般に犯罪被害者に対する理解が不足していると思われるので、被害者の方が、安心して職場へ戻れる環境づくりの啓発活動を行っていただきたい。</p> <p>精神的・身体的被害の回復・防止についての施策について、アンケートの結果、今後県が取り組む内容で一番重要なものがカウンセリングとされている。訴訟や損害賠償を行っていく上でカウンセリングによる精神的なサポートが重要なので体制整備について十分配慮して欲しい。</p> <p>高次脳機能障害の支援相談についての項目で、高次脳機能障害者の実態把握は、なされているのか。</p>
障害福祉課	高次脳機能障害の支援窓口機関として、県立リハビリテーション・精神医療センターを支援窓口として各種相談対応、啓発活動、研修会等を行っ

ている。全県の実態については、現在のところ把握はできていない状況であるが、昨年度の相談件数は当事者及び家族も含め延べで60件程度となっている。

また、関係機関や施設等の間接的な相談件数は、65件程度となっている。

さらに、平成27年7月に開催した全県3ブロックの支援担当者研修には、約70人の参加があったところである。

三浦委員 高次脳機能障害以外の重度の後遺症障害者の実態把握はしているのか。

障害福祉課 福祉サービスの利用を希望したいという相談の申請件数は把握できるかもしれないが、現在のところ高次脳機能障害以外の重度の後遺症障害者の実態については、把握できていない状況である。

三浦委員 死亡事故に至らないまでも重度の後遺症障害を持って苦しんでいる人も多くいると思われるので、高次脳機能障害の相談支援体制と併せて、その様な方にも目を向けて欲しい。

内藤会長 見舞金条例を制定している市町の金額を教えて欲しい。
また、犯罪被害給付制度の概要について教えてもらいたい。

県民生活課 県内では、9市町が犯罪被害者等見舞金条例を制定しており、遺族見舞金は30万円、傷害見舞金については、8市が10万円、1町が2万～10万円と段階的に定めているところです。

警察本部 犯罪被害給付制度については、故意の犯罪行為によって、御家族を亡くされた御遺族、重傷病を負った被害者、障害が残った被害者の方に対して、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかつた場合等に、国が給付金を支給する制度であり、状況に応じて、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金の3つの給付金が支払われる制度である。

遺族給付金は、被害者が亡くなった場合支給されるもので最高額が約3,000万円、最低額が320万円となっている。

重傷病給付金は、最高額120万円となっており、その対象者は、傷害事件等で一ヶ月以上の怪我を負われた方で、年に3日以上入院することが条件となる。精神疾患については、入院要件はないものの3日以上の上勤務に服することができない医師の証明があれば、この対象となる。

障害給付金については、後遺障害が残った方が対象で約4,000万が上限で最低額が18万円となっており、労災の認定と同様に障害等級に応じた給付金が支給されることとなっている。

米森委員 県警のホームページに「犯罪被害に遭われた方へ」というパンフレットが掲載されているが、これ以外のパンフレット等はあるのか。

警察本部 パンフレットは、刑事事件用の「犯罪被害に遭われた方へ」という手引きと交通事故用の「交通事故の被害者とその家族のために」という手引きの2種類がある。

米森委員 交通事故用の手引きをホームページに掲載できないか。

警察本部 ホームページに載せることは可能であると思うので今後、検討してまいりたい。

米森委員 被害直後から、犯罪被害者に寄り添った支援を迅速に対応するという文言があるが、県警及び被害者支援センター等でそのような事例があったのか伺いたい。

警察本部 被害直後から警務課の被害者支援室が対応する場合と警察署の警察官が被害者支援を兼ねて対応する場合がある。いずれにしても被害直後から警察職員が対応していると認識している。

米森委員 交通事故の発生状況の中で、死者数の統計を取る場合、警察では24時間以内に亡くなった方を計上するという24時間ルールがあると聞いているが、その計上の仕方の数値と解釈してよろしいか。

警察本部 死者数の統計数値は、24時間統計となっている。

米森委員 統計上、どこかで区別しなければならないことは理解するが、24時間以降に亡くなっている方も多と思われるので、時間を区切らず交通事故で実際亡くなった方の数字も統計上あった方がいいのではないかと。そういう統計をとっているのか。

警察本部 事故の発生から30日以内のものについては、統計を取っている。委員からの要望については、その部分で対応出来るものについては、検討してまいりたい。

米森委員 実際に交通事故で亡くなった方の情報提供が少ないのではと感じている。
24時間以内の交通事故の死亡者は、この数値だが、それ以降に交通事故で亡くなっている方もいる現状を広報するべきでないか。

警察本部	現在、30日以内の統計についてはとっているが、それ以外については把握できていないので、今後、この点についても検討させていただきたい。
米森委員	警察が検察庁に送致した致死事件数値の統計はあるのか。
警察本部	致死としての送致別件数の統計はない。司法書式という書式別のものはあるが罪名での致死に特化したものはない。
齋藤（和）委員	犯罪被害児童生徒への的確な対応のための施策の促進の項目では、具体的にどのような事を行うのか。 また、教職員だけでなく、児童生徒が犯罪に巻き込まれた場合を想定した研修は実施しないのか。
高校教育課	一つ目の研修等の充実については、県内9つの地域ごとに設置された地域生徒指導研究推進協議会により、小学校・中学校・高等学校と警察及び関係機関が連携した生徒指導をこれまで実施している。また高等学校では、生徒指導の中心となる生徒指導部の主任による協議会や研修会を総合教育センターで実施している。 生徒に関する部分については、現在も上記研修会を通じた情報交換等により、学校の関係行事やホームルーム等でクラス担任が生徒にその概要を知らせているところであり、今後、更に充実していきたい。
齋藤（和）委員	教育の中で、犯罪被害の予防活動については、これまで進められてきたが、いざ起こったときにどう対応したら良いのか日頃から教えることが重要でないか。学校における自転車教室と同様に安全に利用することと併せて、もし事故に巻き込まれた場合の対応を教えるようなイメージである。各種支援施策の広報と教育が一体化して子どもの頃から犯罪被害者支援についての教育を進めることが将来的にも効果が得られるのではないか。
高校教育課	まさにそのとおりである。交通事故や不審者による被害が増加している中、被害に遭った際は、速やかに警察や学校等に連絡するといった指導を行っている。委員からお話のあった支援等についても今後、効果的に取り入れて行きたいと考えている。
齋藤（和）委員	県内の学校において殺人事件が起きた際、学校緊急支援ということでスクールカウンセラーが学校に出向きカウンセリングを行うことになっているが、長崎県佐世保市で校内で女兒が同級生に刺殺されるという事件を契機に、自治体の組織である CRT（危機即応チーム）が各県にいくつか設立された経緯がある。組織は、県の精神保健福祉センターのスタッフにより構成され学校に出向き支援を行う形式である。県の臨床心理士会として、

現在、学校支援のマニュアル作りを進めている関係からも、既に秋田県にあるのか無いとすれば今後作る予定があるのか教えてもらいたい。

3. 11を契機に厚生労働省では、DPAT（災害派遣精神医療チーム）を作る形で動いている。自然災害のみならずテロの際にも出動することも想定される。秋田県でDPATについて、どのようになっているかわかる範囲で教えてもらいたい。

障害福祉課

CRTについては、詳細を把握していないので調べて後日回答させていただきたい。

DPATについては県としても体制を整えなければいけないということいろいろ調べたり準備を始めようということになっているが、国や他県の情報を収集し今後検討していくこととしております。

寺田委員

性犯罪被害者対応については、産婦人科医会として適切に対応することとしているが、全県各エリアでの人口減少に伴い発生件数が少なくなることによる経験不足の医師や医師不足と併せて各エリアの研鑽だけでなくメンタル面も含めて全体のエリアを通じた情報交換が大切だと思う。

内藤会長

犯罪被害者のケアをする者に対するケアも重要なものとして捉えられる。

2～3年前の「県民のつどい」において、兵庫県の精神科のDrの奥様が殺人の被害者になって、その現場が岡山県だった。そのため、自分は兵庫県に転居して岡山県の病院に通ったという話であったが、専門の医師でもその様な心理状態になることも有り得る。また、幼い性犯罪被害者の傷を誰がどう癒やしていくのかも非常に難しい問題である。

齋藤（長）
委 員

センターとして、性犯罪被害者からの声を聞くと、犯行現場が屋内であれば、そこからすぐ転居したい意向が強い。

しかしながら、所持金が無いことや給付金の手続きに時間がかかる等のことから一時的に実家に戻る等の対応をしているのが現状である。センターでは、転居費用についての特別支援もあるが、限られた範囲でしか対応出来ないのもメンタル面の支援と併せ居住面で不安を持たないよう公営住宅の優先入居や一時的に転居できる公営住宅の空き情報の提供について、よろしくお願ひしたい。

三浦委員

米森委員が関わっておられる支援団体の例会に参加した際、まだまだ犯罪被害者一人一人に十分な支援が届いていないと感じた。

また、第一次と二次の基本計画の際にも話したが、連携が大事だと訴えてきた。今ひとつ連携が具体的に見えていない感じがする。被害者支援センターと民間の支援団体、県警、市町村との連携が大切である。研修の際

に配付している犯罪被害者支援ハンドブックはどこに配付しているのか。

県民生活課 犯罪被害者支援ハンドブックについては、県のホームページに掲載している他、年に一回、各市町村及び地域振興局の犯罪被害者支援担当を対象とした研修会で配付している。

三浦委員 犯罪被害者支援ハンドブックの内容は非常にわかりやすいので各地域センター等いろいろな場所に置いて、広く多くの方々の目に触れるような機会を増やすよう検討していただきたい。
また、連携の部分についてどのように進めて行くのか。

県民生活課 犯罪被害者の支援については、県が中心となって市町村、警察及び関係団体と連携を進めて行くこととしている。
また、寺田委員よりお話のあった性犯罪被害者の支援については、計画の中で、被害直後からの総合的な支援を提供し、被害者の心身の負担軽減とその健康回復を図るため体制整備について、他県から産婦人科医療の支援やカウンセリングの状況などの情報を収集し検討を進めているところです。

須磨委員 秋田市では、市の犯罪被害者支援基本計画の中で28年度から市営住宅に優先入居できるよう配慮するということを明記する予定である。
また、犯罪被害者に対する見舞金について9市町が制定しているが、市町村の動きとは別に、県で見舞金を設けて犯罪被害給付金等の繋ぎとしての役割を果たす事も有り得るのでないか。

県民生活課 県としての見舞金条例制定について全国を確認したが、犯罪被害給付金と相殺するような形の貸付制度があるものの見舞金そのものを条例制定している事例はなかった。
見舞金については、住民に最も身近な自治体である各市町村において制定されている状況にある。

○犯罪被害者及び県政モニターへのアンケート調査の結果について説明(略)

内藤会長 ただいまの説明内容について、質問がありますか。

原岡委員 アンケートの結果、ホームページの閲覧が少ないようであるが、県として閲覧件数を把握しているか。

県民生活課 ホームページのアクセス件数については、毎月件数をまとめております。直近でまとめた数値では、二次基本計画のアクセスが多い状況です。
また、最近アップした「県民のつどい」については、アップと同時に200件程度のアクセスがあったところであり、県政モニターのアクセス件数は少ないものの、ホームページについては、広く県民の方にアクセスされていると認識しております。

内藤会長 他に質問がありますでしょうか。(各委員より質問なし)
事務局から何か連絡がありますでしょうか。

県民生活課 本日の会議を受けて、12月14日から1月14日までパブリックコメントを実施し、コメントを受けた後、担当者会議を開催すると共に、第3回の推進会議を翌年に開催する予定となっておりますので、後日、日程調整をさせていただきます。
また、本日、述べる機会がなかった意見等がございましたら事務局に返送くださるようお願いいたします。